

# 上下水道料金等の請求回数と料金算定が変更になります

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎ 963-1736 (直)

新宮町の水道および下水道事業は、昨今の物価高騰や老朽化に伴う施設更新による費用増加により経営状況が悪化しています。経費削減のための取り組みとして、上下水道料金等の請求回数と料金算定の端数処理方法を見直します。



▲詳細は  
こちら

## 【主な変更内容】

### 1. 一般家庭（2か月に1回検針の使用者）の請求が2か月に1回になります

令和8年5月請求分から上下水道料金等の毎月請求を検針月請求へ変更します。検針しない月の料金（基本料金等）と検針月の料金（基本料金等+従量料金）を合算して請求します。

※毎月検針の使用者は、変更ありません。

### 2. 上下水道料金等の消費税端数切り捨てが1円未満になります

上下水道等使用者に適切に消費税を負担してもらうため、消費税端数切り捨てを10円未満から1円未満に変更します。

## 【変更に伴う請求スケジュール（2か月に1回検針の使用者）】

請求月 検針月	令和8年3月 請求分	令和8年4月 請求分	令和8年5月 請求分	令和8年6月 請求分	令和8年7月 請求分
偶数月検針 (端数処理単位)	基 (10円未満)	基+従 (10円未満)	請求無し	基+基+従 (1円未満)	請求無し
奇数月検針 (端数処理単位)	基+従 (10円未満)	基 (10円未満)	基+従 (10円未満)	請求無し	基+基+従 (1円未満)

※基：基本料金等1か月分、基+基：基本料金等2か月分、従：従量料金（使用量に応じてかかる料金）

※経過措置として、令和8年3月31日以前に契約した水道料金等は、4月1日以降の最初の検針までは従前の毎月請求・端数調整（10円未満切り捨て）となります。

※令和8年4月1日以降に契約した水道料金等は、4月1日以降の最初の検針から一律に変更後の検針月請求・端数調整（1円未満切り捨て）となります。

## 【参考（例）】

使用メーター口径が13mm、使用水量が1か月当たり 14立方メートル（2か月で28立方メートル）を使用した場合の上下水道料金等（税込）

請求月 検針月	令和8年3月 請求分	令和8年4月 請求分	令和8年5月 請求分	令和8年6月 請求分	令和8年7月 請求分	差額
偶数月	2,200円	7,510円	0円	9,724円	0円	14円
奇数月	7,510円	2,200円	7,510円	0円	9,724円	14円
奇数月（相島）	9,190円	2,640円	9,190円	0円	11,836円	6円
毎月	4,850円	4,850円	4,862円	4,862円	4,862円	12円

※網掛け部分が、新しい請求方式・端数処理対象です。

※差額欄は、2か月に1回検針の使用者は2か月合算時の差額、毎月検針の使用者はひと月当たりの差額を表記しています。

※上記には、メーター使用料が含まれています。